

芦屋町地域強靭化計画

あやまち
福岡

令和3年3月

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 めざすべき姿	2
第2章 地域強靭化の基本的な考え方	3
1 地域強靭化の基本方針	3
2 基本目標	3
3 対象とする災害	4
4 事前に備えるべき目標	4
第3章 芦屋町の地域特性	5
1 自然	5
2 社会	6
3 災害想定	7
第4章 地域強靭化の課題（脆弱性評価）	12
1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	12
2 脆弱性評価に基づく課題	14
第5章 地域強靭化の推進方針	15
1 施策の分野	15
2 重点化する施策	16
3 推進すべき施策の方針	18
第6章 計画の推進	42
1 計画の推進	43
2 P D C Aサイクル	43
3 計画の見直し	43
【巻末資料1】脆弱性評価結果	44
【巻末資料2】個別事業一覧	64
用語説明	69

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

東日本大震災では未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会、経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年、気候変動の影響等による集中豪雨の多発化や台風の大型化、地震の激甚化をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などが連続的に起きており、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が一段と認識されることとなった。

こうした中、国では平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下、「国土強靭化基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月には「国土強靭化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）が閣議決定され、平成30年12月に国基本計画の変更について閣議決定した。

福岡県は国基本計画を踏まえ、平成28年3月に「福岡県地域強靭化計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定し、令和元年6月に県地域計画を改定した。

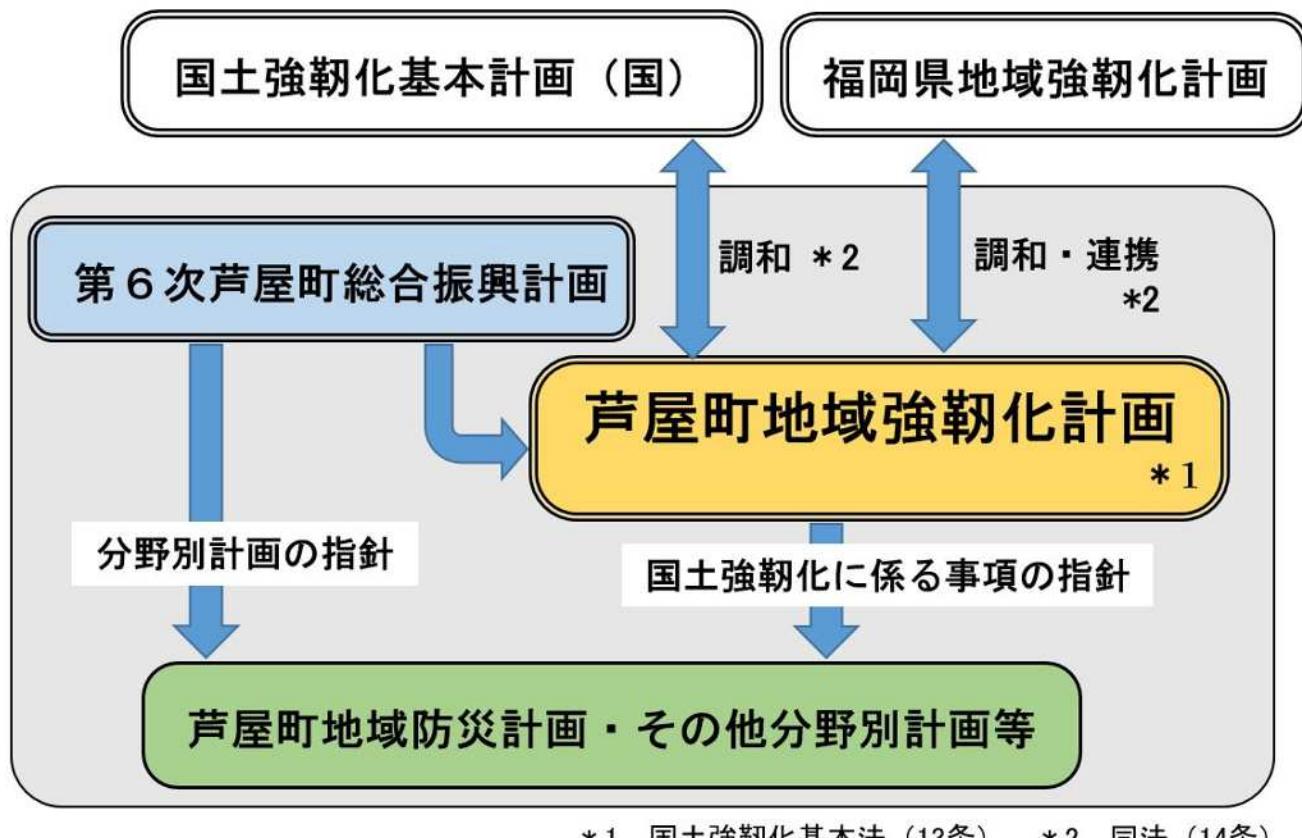
本町においては、令和2年度に「第6次芦屋町総合振興計画」を策定し、将来像に「人を育み 未来につなぐ あしやまち」を掲げ、安全・安心の防災対策等を推進しているところであるが、少子高齢化の進行や人口減少に伴う地域防災力の低下、各種インフラの老朽化、限られた財源といった厳しい状況の中で、大規模自然災害への備えの緊急性が一層増している。

このような背景を踏まえ、事前防災・減災の観点より国基本計画及び県地域計画との調和・連携を図りながら、あらゆる災害に対応するためハード・ソフト両面からの対策を適切に組合せて効果的に施策を推進し、強靭な地域づくりを目指すための指針として「芦屋町地域強靭化計画」を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、国土強靭化基本法第13条に基づく「国土強靭化地域計画」である。本町においては、第6次芦屋町総合振興計画を最上位計画とし、地域防災計画はもとより他の計画等における国土強靭化に係る事項の指針として位置付けるものである。

また、本計画は、同法第14条に基づき、国基本計画との調和を図るものとし、加えて、県地域計画と調和・連携を図るものとする。



*1 國土強靭化基本法（13条） *2 同法（14条）

3 計画期間

計画の対象期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの概ね5年間とする。

4 めざすべき姿

本計画では、第6次芦屋町総合振興計画における芦屋町の将来像等の実現を地域強靭化の観点（「強く・しなやかな地域を形成する」）から全庁体制で推進する。

将来像

「人を育み 未来につなぐ あしやまち」

第2章 地域強靭化の基本的な考え方

1 地域強靭化の基本方針

地域強靭化は、いつ起こるとも知れない大規模自然災害を想定することから、計画策定後にはPDCAサイクルによる進捗管理を行うことを基本とする。

そのため、現状における脆弱性評価を行った上で、その結果を踏まえた施策を設定し、さらに施策の重点化（選定）を行い、計画的に推進していくものとする。

2 基本目標

地域強靭化を推進するにあたっては、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、基本目標を次のとおり定める。

I 人命の保護が最大限図られること

起きてはならない最悪の事態として、地震等による建物の倒壊や火災発生、大規模な津波や風水害、情報伝達不足による避難行動の遅れを原因とする死傷者の発生を想定し、全ての建物の耐震化、家具類の転倒・落下防止対策や津波避難の迅速化、大規模風水害や地震発生後の市街地での大規模火災への対応強化を図っていく。

II 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われ、食料やエネルギーの安定供給、企業の生産力低下の防止、生活・経済活動に最低限必要となる電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークの確保により、被災による町及び社会の重要な機能の大幅な低下を避ける。

III 住民の財産及び公共施設等に係る被害の最小化

家屋等の倒壊や火災、浸水をはじめ、住民の財産へ重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクの最小化を図る。また、公共施設等については避難場所や防災施設としての機能を維持するため、被害が最小となるよう必要な対策を進めていく。

IV 迅速な復旧復興

ため池や防災施設の損壊・機能不全による制御不能な二次災害を発生させないことや災害廃棄物処理の停滞、道路等の基幹インフラの損壊、長期間の浸水被害などにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態を避ける。

3 対象とする災害

日常生活や経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして、大規模自然災害の他に航空機事故、人為的な要因による林野火災、あるいはテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、本計画においては、県地域計画等を踏まえ、次の2点を「最悪の事態の要因」として想定する。

また、大規模な地震・津波の発生直後に大規模な風水害が発生するような複合的な被害も想定した評価を実施する。

- ① 西山断層を震源とした地震・津波
- ② 大規模な風水害

4 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するために、事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 経済活動を機能不全に陥らせない
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

第3章 芦屋町の地域特性

1 自然

(1) 位置・地勢

本町は、福岡県北部の玄海国定公園に指定されている響灘に面した遠賀川河口に位置し、東は北九州市、西は岡垣町、南は遠賀町・水巻町と境界を接し、東西約4.4km、南北約5.3km、総面積は約11.60km²である。

町域の大部分は低地であり、一級河川遠賀川をはじめ、西川、汐入川が流れている。

町域は遠賀川を境に、西側の芦屋部と東側の山鹿部に二分され、西側が町の中心街である。

(2) 気象

本町は比較的温暖であり、平均気温は約16.5°Cである。降水量は年平均約1,708mmで、県平均1,600mmよりやや多い。日本海側の影響を受け風の強い地域であり、暴風や波浪の警報等が発表されることが比較的多い。なお、本町における大きな被害を記録した災害は次のとおりである。

【芦屋町における大きな被害を記録した災害】

西暦	和暦	災害区分	出来事
1929年	昭和4年	火災	芦屋大火 (岡湊神社、禪寿寺、民家70戸焼く)
1953年	昭和28年	水害	遠賀川決壊し、水害被害 (建物流出29戸、全壊5戸、半壊4戸、床上浸水94戸、床下浸水302戸)
2005年	平成17年	地震	福岡西方沖地震 (震度4、家屋半壊1戸)
2017年	平成29年	水害	九州北部豪雨 (土砂災害1件、床上浸水2戸、床下浸水2戸)

2 社会

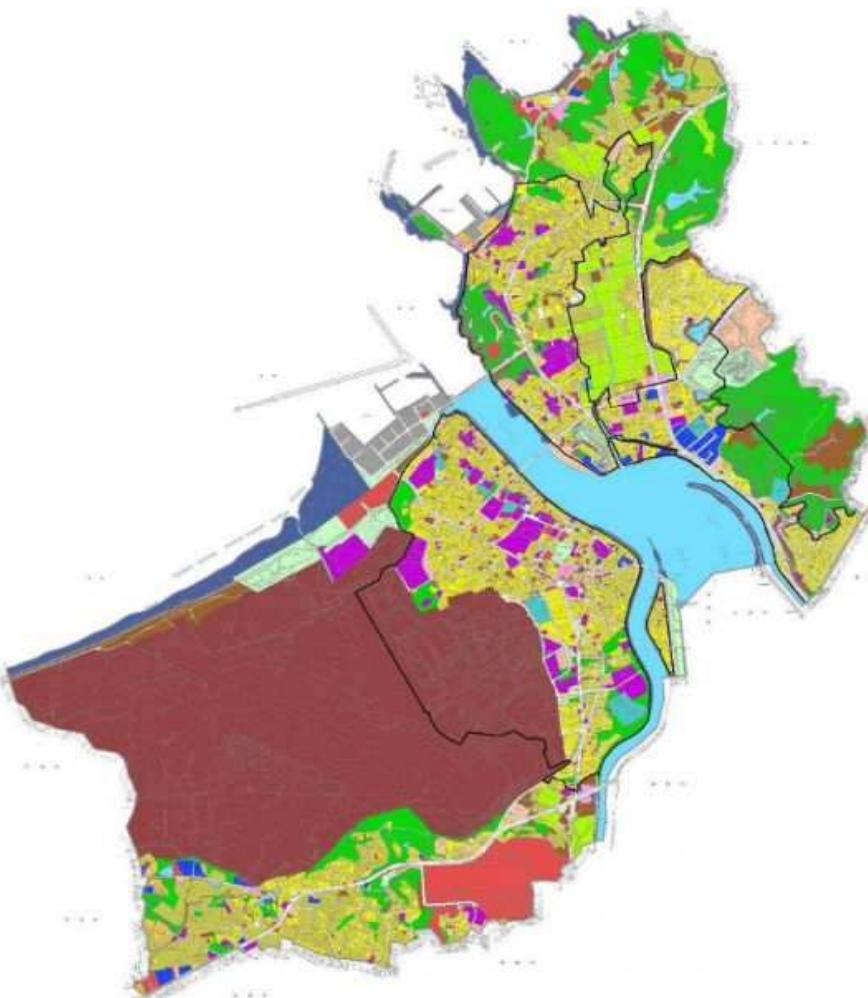
(1) 人口

本町の総人口は、昭和 55 年（1980 年）の国勢調査における 18,934 人から減少傾向で推移し、平成 17 年（2005 年）に一時増加に転じたものの、平成 27 年（2015 年）には 14,208 人に減少している。

(2) 土地利用

本町の土地利用は、住宅、商工業等の都市的利用が約 65% を占め、次いで田畠、山林、水面等の自然的土地利用が約 35% となっている。しかしながら、水域の広い遠賀川や航空自衛隊芦屋基地等が立地するため、可住区域は比較的狭い。

【土地利用現況図】

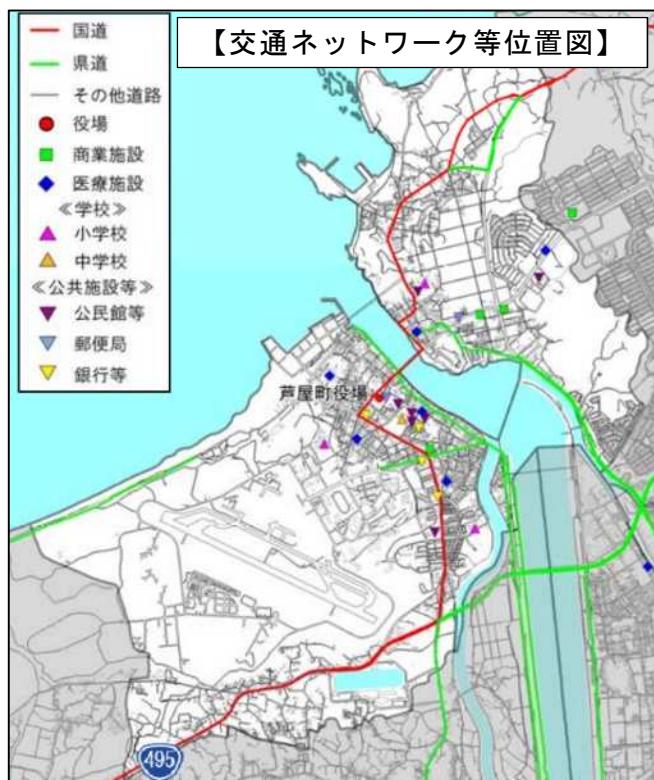


（資料：芦屋町都市計画基礎調査／平成 28 年）

(3) 交通ネットワーク

本町の主な道路交通については、幹線道路として国道 495 号や県道が整備され、町役場周辺等を中心に町内の道路網が整備されている。これら幹線道路や町役場周辺を中心に主な公共施設等が立地している。

町域を運行する主な公共交通については、北九州市営バス、芦屋タウンバス、芦屋町巡回バス等がある。



(資料：芦屋町地域公共交通網形成計画／平成 29 年度)

3 災害想定

(1) 想定される地震

東日本大震災等を踏まえ、福岡県は、平成 24 年 3 月に地震に関する防災アセスメント調査を実施した。

県内には 7 つの活断層が確認されており、それぞれの活断層の評価は次表のとおりである。

(資料：福岡県地域強靭化計画
／令和元年 6 月→)



【福岡県に存在する活断層の国等における評価】

活断層名	警固断層帯 (北西部)	警固断層帯 (南東部)	小倉東断層	福智山 断層帯	西山断層帯 (西山区間)	水縄断層帯	宇美断層	日向峰— 小笠木峰 断層帯
断層の長さ (km)	25	27	23	28	43	26	23	28
マグニチュード	7.0	7.2	7.1	7.2	7.6	7.2	7.1	7.2
平均的な活動間隔	不明	3,100年～ 5,500年	不明	9,400年～ 32,000年	不明	14,000年	20,000年～ 30,000年	不明
最新の活動時期	2005年福岡 県西方沖の 地震	4,300年前 以後、3,400 年以前	4,600年前 以後、2,400 年以前	28,000年前 以後、13,00 0年以前	13,000年前 以後、概ね 2,000年前 以前	679年筑紫 地震	4,500年前 以降	不明
今後30年以内に地震 が発生する確率	不明	0.3～6%	0.005%※	ほぼ0-3%	不明	ほぼ0%	ほぼ0%	不明

※ 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図

※以外 国（地震調査研究推進本部）による長期評価

（資料：福岡県地域強靭化計画／令和元年6月）

（2）地震による被害想定

県内の活断層のうち、県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）に重大な被害を及ぼす4つの断層について、福岡県が地震に関する防災アセスメント調査を実施し、被害を予測している。

<4つの断層>

- ・ 小倉東断層「中央下部」
- ・ 西山断層（南東部）「北西下部」
- ・ 警固断層（南東部）「北西下部」
- ・ 水縄断層「中央下部」

本町に被害を及ぼすおそれがある地震としては、小倉東断層と西山断層の2ケースが想定されている。それぞれの活断層の被害予測は次表のとおりである。

【芦屋町域に係る地震被害想定】

想定地震		小倉東断層 (M6.9)	西山断層 (M7.3)
震度		5弱	6弱
液状化危険度現象		高い	極めて高い～高い
斜面崩壊危険度	危険度Aランク(箇所)	0	0
	危険度Bランク(箇所)	20	21
	危険度Cランク(箇所)	1	0
被災棟数		0	0
建築物被害	全壊棟数	0	1
	半壊棟数	0	12
	全壊率	0.0	0.0
	半壊率	0.0	0.2
火災被害	出火件数	0	0
	焼失棟数	0	0
都市ガス	被害箇所	0	0
電柱被害	被害箇所	0	0
電話柱被害	被害箇所	0	0
上水道管被害	被害箇所	0	7
下水道管被害	被害箇所	0	1
道路被害(国道495号)	被害箇所	2	6
港湾被害(芦屋港)	被害ランクIII(m)	0	331
	被害ランクIV(m)	0	1,720
漁港被害(柏原漁港)	被害ランクIII(m)	0	87
	被害ランクIV(m)	0	1,597
人的被害	死者数	0	0
	負傷者数	0	20
	要救出現場数	0	0
	要救出者数	0	0
	要後方医療搬送者数	0	2
	避難者数	0	2
要救護者	食糧供給対象人口	0	1,962
	給水対象世帯	0	839
	生活物資供給対象人口	0	2

(資料：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書／平成24年3月)

(3) 津波浸水想定

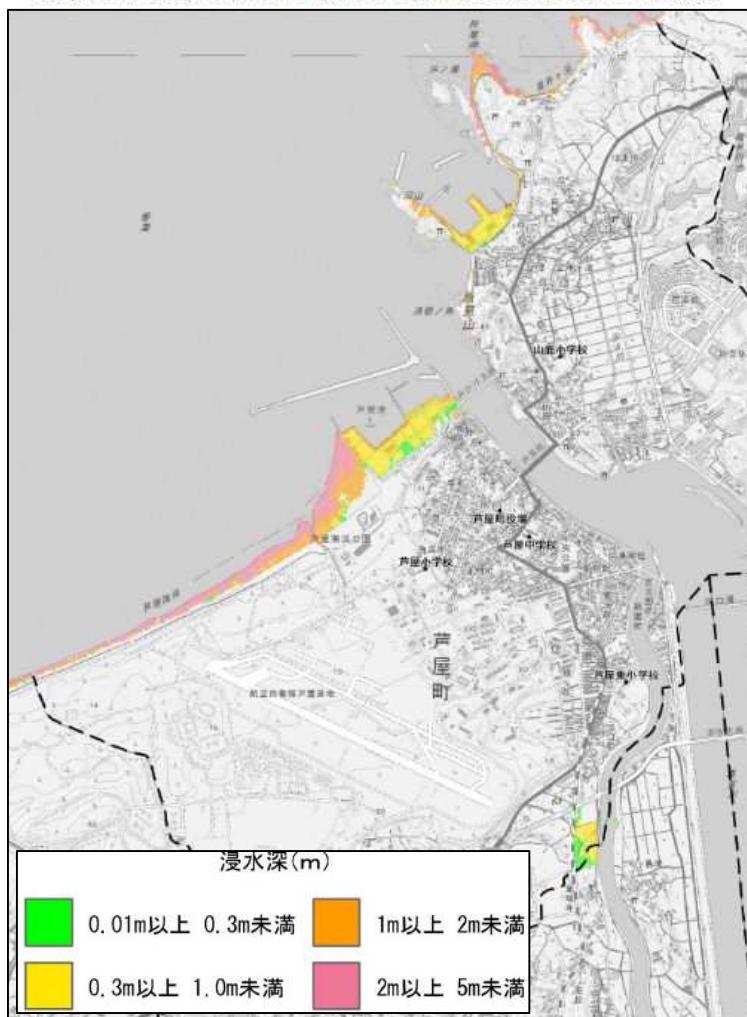
津波による被害想定については、福岡県から津波浸水想定が公表されており、本町域に被害を及ぼすおそれがある津波としては、①「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の想定地震津波（F60：西山断層）と、②対馬海峡東の断層の2ケースが想定されている。

【津波浸水想定（玄海灘沿岸）】

市町村名	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の想定地震津波（F60: 西山断層）			対馬海峡東の断層		
	影響開始時間(分)	最高津波水位(TPm)	最高津波到達時間(分)	影響開始時間(分)	最高津波水位(TPm)	最高津波到達時間(分)
芦屋町	25	3.3	30	92	3.3	119

※留意点

- ・影響開始時間は、初期水位から20cm上昇する時間とし、各市町の主要地点における最短のものを用いている。
- ・最高津波到達時間は、各津波のうち、最高津波水位となるものの到達時間を採用した。
- ・■：各市町の最短の影響開始時間、最高津波高及び最高津波高到達時間
- ・津波が高くなる波源と、早く到達する波源は必ずしも同じでないため、市町によっては影響開始時間として採用した波源と、最高津波水位として採用した波源で異なることがある。

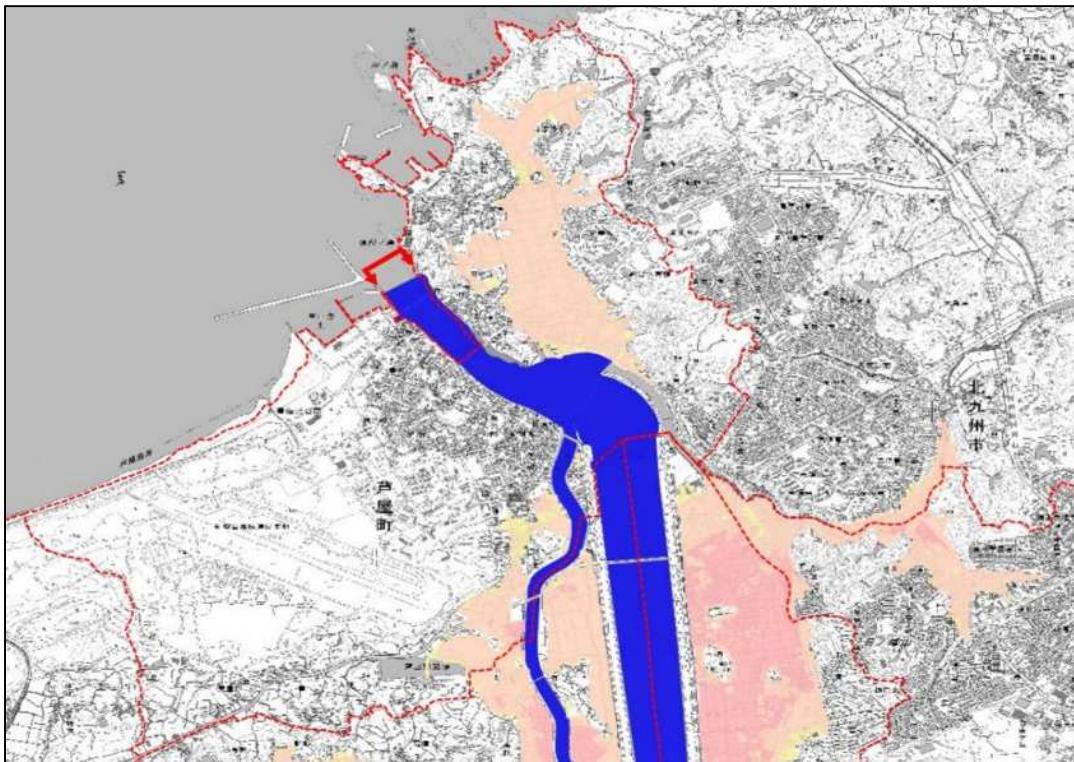


(資料：福岡県津波浸水想定／平成28年)

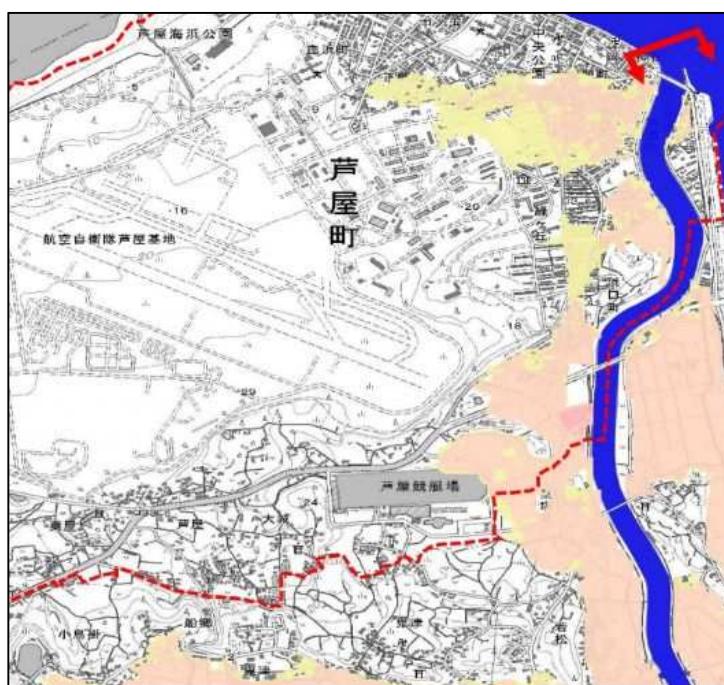
(4) 大規模風水害の想定

大規模風水害の想定については、水防法の規定により、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定が国土交通省から遠賀川水系洪水浸水想定区域図として公表されている。

【遠賀川洪水浸水想定区域図】



【西川洪水浸水想定区域図】



(資料：遠賀川水系洪水浸水想定区域図：国土交通省／平成 28 年)

第4章 地域強靭化の課題（脆弱性評価）

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本町の地域特性等を踏まえたうえで、国基本計画及び県地域計画において設定された「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」との調和を図りつつ、「事前に備えるべき基本目標」の妨げとなるものを、本町におけるリスクシナリオとして、次のとおり設定する。

【本町における起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
	1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生
	1-3	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
	2-3	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
	2-4	被災地における医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発
	3-2	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
	5-2	上水道等の長期にわたる供給停止
	5-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
	5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
	5-5	防災インフラの長期にわたる機能不全
6 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
	6-2	食料等の安定供給の停滞
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	海上・臨海部における広域複合災害の発生
	7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
	7-3	農地・森林等の被害による農地等の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2 脆弱性評価に基づく課題

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連計画等に位置づけられた施策等をベースとして課題を分析するとともに、施策の進捗度合いを把握しつつ、現状の脆弱性を評価した。評価結果のポイントは次のとおりである。詳細については、巻末資料1に示す。

【脆弱性評価結果に基づく課題ポイント】

Point1 ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長期間を要し、充當できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模等を十分に勘案して取り組む必要がある。

このため、比較的短期間で一定の効果を得ることができるよう、施策の重点化を図りつつ、ハード対策とソフト対策を適切に組合せ、効果的に施策を推進する必要がある。

Point2 代替性・冗長性の確保

生活に欠かすことのできないインフラ施設、情報伝達手段、交通・物流ネットワークなど、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間をするものについては、バックアップ施設や代替システムの整備、ネットワーク化を図り、代替性・冗長性の確保を進めていく必要がある。

Point3 各主体との連携

地域強靭化に向けた取組の推進にあたっては、本町のみならず、国、県、住民、事業者等多岐にわたる多様な主体の参画が重要である。

各主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、平常時から連携強化を図るとともに役割分担を明確化し、災害時の実施体制を確保する必要がある。

Point4 地域強靭化に向けた継続的な取組

地域強靭化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要である。このため、PDCAサイクルによる進捗管理を行うとともに、施策の見直し・改善を行い、継続的な取組を行う必要がある。

第5章 地域強靭化の推進方針

1 施策の分野

本計画の対象となる地域強靭化に関する施策分野は、国基本計画及び県地域計画との調和を図るため、次の 10 の個別施策分野と 4 つの横断的施策分野を合わせた合計 14 の分野とする。

これら 14 の分野は、それぞれ密接に関連していることから、各分野における具体的な取組の推進にあたっては、所管部署を明確にした上で関係機関等との推進体制を検討し、取組の実効性を確保できるよう留意する必要がある。

【地域強靭化に関する施策分野】

個別施策分野	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅・都市 ② 保健医療・福祉 ③ エネルギー ④ 産業 ⑤ 交通・物流 ⑥ 農林水産 ⑦ 地域保全 ⑧ 環境 ⑨ 土地利用 ⑩ 行政/警察・消防/防災教育等
横断的施策分野	<ul style="list-style-type: none"> (A) リスクコミュニケーション (B) 人材育成 (C) 官民連携 (D) 老朽化対策・研究開発

2 重点化する施策

限られた資源・財源の中で、地域強靭化に関する施策を効率的・効果的に推進していくために、優先順位の高い取組を設定し、重点化を図りながら進める必要がある。

そのため、人命保護を最優先として、本町が直面する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を踏まえ、事態が回避されなかった場合の影響の大きさや重要度、緊急性等の観点から、重点化すべき取組を次のとおり選定する。

【施策を重点化すべきリスクシナリオ（網掛・アンダーライン）】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	<u>地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生</u>
	1-2	<u>津波・高潮による多数の死傷者の発生</u>
	1-3	<u>広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生</u>
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5	<u>情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生</u>
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	<u>被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止</u>
	2-2	<u>警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞</u>
	2-3	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
	2-4	被災地における医療機能の麻痺
	2-5	<u>被災地における疫病・感染症の大規模発生</u>
	2-6	<u>劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</u>
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発
	3-2	<u>行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下</u>

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	<u>情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能</u>
5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	<u>エネルギーの長期にわたる供給停止</u>
	5-2	<u>上水道等の長期にわたる供給停止</u>
	5-3	<u>汚水処理施設等の長期にわたる機能停止</u>
	5-4	<u>交通インフラの長期にわたる機能停止</u>
	5-5	<u>防災インフラの長期にわたる機能不全</u>
6 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	<u>サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全</u>
	6-2	<u>食料等の安定供給の停滞</u>
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	<u>海上・臨海部における広域複合災害の発生</u>
	7-2	<u>ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生</u>
	7-3	<u>農地・森林等の被害による農地等の荒廃</u>
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	<u>災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ</u>
	8-2	<u>復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</u>
	8-3	<u>貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失</u>
	8-4	<u>事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</u>

3 推進すべき施策の方針

(1) 施策分野ごとの推進方針

施策分野ごとの推進方針は、次のとおりである。

- ※ 施策名の横に記載する【】内の文字は各施策を所管する部署を記載したもの。
- ※ (再掲) : 部署の横に記載
- ※ 印 : 重点化する施策

個別施策分野	①住宅・都市
	<u>(1) <input checked="" type="checkbox"/> 防火、準防火地域の指定【企画政策課、関係各課】</u>
	木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。こうした商業地域等を必要に応じて防火地域又は準防火地域として指定し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。(1-1)
	<u>(2) <input checked="" type="checkbox"/> 公共建築物等の耐震化【企画政策課、都市整備課、健康・こども課、関係各課】</u>
	防災上重要な公共施設を指定し、指定した施設について耐震点検を実施するとともに、その結果に基づき、耐震耐火構造への改築、補強等の耐震改修を推進する。(1-1)
	<u>(3) <input checked="" type="checkbox"/> 一般建築物等の耐震化【企画政策課、環境住宅課、健康・こども課、関係各課】</u>
	耐震改修の相談窓口を開設し、県及び建築士団体等との連携により、建築物の所有者等に対し、耐震診断・改修について相談業務、知識の啓発・普及を行うとともに、耐震化等を促進するために必要な支援を行う。(1-1)
	<u>(4) <input checked="" type="checkbox"/> 公園ブロック塀・フェンス耐震改修事業【環境住宅課、関係各課】</u>
	町内公園施設のブロック塀やフェンスが経年により老朽化してきているため、耐震構造への改修を行う。(1-1)

個別施策分野	①住宅・都市
(5) <input checked="" type="checkbox"/> 空家対策【環境住宅課】	空家・空地バンクの情報発信による物件流通を促進するとともに「中古住宅解体後の新築住宅建築補助金」や「老朽危険家屋等解体補助金」の交付金制度の活用を推進し、空家の改善対策を図る。(1-1)
(6) <input checked="" type="checkbox"/> 小・中学校の消防設備改修【学校教育課】	小・中学校の消防設備の不良箇所の改修を行うことにより、災害時に問題なく対応できる状態にし、児童・生徒の安全・安心を確保する。(1-1)
(7) <input checked="" type="checkbox"/> 水防体制の強化【総務課、都市整備課】	消防団、関係機関と連携し、津波・高潮・洪水等による被害を最小限に留めるため、水防体制の強化に努める。(1-2)
(8) <input checked="" type="checkbox"/> 防災訓練の実施【総務課、都市整備課、関係各課】	河川・水路等の氾濫、津波等に対する警戒、水防活動の円滑な遂行を図るために、避難情報等の伝達、海面監視、防潮扉等操作、推移雨量観測、関係機関及び職員等の動員、水防資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の訓練を実施する。また、地震・津波・高潮・洪水・土砂災害など様々な災害リスクを想定したハザードマップを作成し、災害への警戒が必要な区域について住民へ周知するとともに、ハザードマップを活用した訓練を実施する。(1-3)
(9) <input checked="" type="checkbox"/> 河川施設の管理、整備【総務課、産業観光課、都市整備課】	国・県等施設管理者に、河川氾濫に際しての河川施設の被害の想定、点検の実施を要請する。堤防、水門及び排水機場等の河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから必要な河川整備や監視カメラ等の設置を要望するとともに、その推進に協力する。また、遠賀川水系流域における浸水被害軽減のため、国や近隣市町村と連携し、遠賀川水系流域治水プロジェクト等の事業に参画する。(1-3)
(10) <input checked="" type="checkbox"/> 津波避難ビル等の指定【総務課】	沿岸で周囲に高台等がない地域において5分以内に避難が出来るよう、堅固な高層建物等を避難場所に利用するため、津波避難ビル等の指定を検討する。(1-5)
(11) <input checked="" type="checkbox"/> 避難所の指定【総務課、生涯学習課、関係各課】	避難所を指定避難所と指定緊急避難場所に区分し、安全性、収容能力、近接

個別施策分野	①住宅・都市
	性等を総合的に考慮し、適切な施設を指定する。(2-6)
(12) <input checked="" type="checkbox"/> 福祉避難所の確保【総務課、福祉課、関係各課】	<p>民間事業者と連携し、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所として、福祉避難所を開設し、運営する。また、町内福祉施設との協定に基づき、特別な配慮を要する障がい者の避難所生活支援のため、町内の障がい者施設へ生活支援員の派遣を要請するほか、避難所での生活が困難な在宅の重度介護者等については、町内の福祉施設へ受入を要請する。(2-6)</p>
(13) <input checked="" type="checkbox"/> 上水道施設【都市整備課】	<p>平常時から水道施設の耐震性強化や緊急遮断弁等の整備による被災時の給水の確保や復旧のための体制について、水道事業者との情報共有に努める。</p> <p>(5-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補給利水等の把握 ・水道施設の耐震性強化 ・給水用資機材の確保 ・危機管理体制及び水道施設の応急復旧体制の整備 ・災害時の備えに関する啓発・広報
(14) <input checked="" type="checkbox"/> 下水道施設【都市整備課】	<p>①市街化の進行に対応し、浸水被害等を防止するため、雨水の迅速な排除ができるよう浸水対策に努める。下水道施設の設計及び施工にあたっては、耐震性の確保に努める。(5-3)</p> <p>②ストックマネジメント計画に基づき、浄化センターや各ポンプ場、管渠の長寿命化に取り組むとともに、修繕や改築更新を計画的に行う。(5-5)</p> <p>③下水道事業の中長期的な経営安定化や災害に対する体制強化を図るため、広域化・共同化も含め検討する。(5-5)</p>
(15) <input checked="" type="checkbox"/> し尿処理要領の習熟と処理体制の整備【都市整備課】	<p>福岡県地域防災計画に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、災害により発生したし尿を適正に処理するために必要な体制を整備する。</p> <p>(5-3)</p>
(16) <input checked="" type="checkbox"/> 災害用仮設トイレの整備【総務課、環境住宅課、都市整備課】	<p>災害時に避難所等に配備できるよう、仮設トイレを設置するために必要な体</p>

個別施策分野	①住宅・都市
	制を整備する。(5-3)
<u>(17) 災害に対する住宅等の整備・改善【環境住宅課】</u>	
災害対策のため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。(8-4)	
<p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施回数：1回（H30年度）→2回（R7年度） ・各学校における避難訓練の実施回数：年1回→継続実施 ・私立保育所の耐震化率66%（R2）→継続促進 ・空家の有効活用件数：20件（H30）→継続促進 ・各学校の消防設備点検の実施回数：年1回→継続実施 ・水道事業者（北九州市上下水道局）との連携：隨時→継続実施 ・中間市・遠賀郡災害廃棄物処理計画に基づく連携：隨時→継続実施 ・下水道事業の広域連携：隨時→継続実施 	

個別施策分野	②保健医療・福祉
	<u>(1) <input checked="" type="checkbox"/> 避難行動要支援者対策【総務課、福祉課】</u>
要配慮者のうち、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から所在の把握や情報の共有化を図る。(1-5)	
<u>(2) <input checked="" type="checkbox"/> 要配慮者に対する救出救護体制の整備【総務課、福祉課、関係各課】</u>	
一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。(2-2)	
<u>(3) <input checked="" type="checkbox"/> 医療機関との連携体制の整備【総務課、福祉課、健康・こども課】</u>	
災害時の医療救援のため、遠賀・中間医師会との連携強化に努める。(2-2)	

個別施策分野	②保健医療・福祉
<p><u>(4) <input checked="" type="checkbox"/> 長期的医療体制の整備【福祉課、健康・こども課】</u></p> <p>避難所や被災地を巡回する巡回医療やこころのケア対策を実施するための準備を推進する。(2-6)</p> <hr/> <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の整備・維持：隨時→継続実施 	

個別施策分野	③エネルギー
<p><u>(1) <input checked="" type="checkbox"/> 電力施設の耐災環境の整備【関係機関】</u></p> <p>電気事業者は、地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備を図る。(5-1)</p> <p><u>(2) <input checked="" type="checkbox"/> ガス施設の耐災環境の整備【関係機関】</u></p> <p>ガス事業者は、地震等の災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な防止対策を促進する。(5-1)</p>	

個別施策分野	④産業
<p><u>(1) <input checked="" type="checkbox"/> 活力ある事業所づくり【産業観光課】</u></p> <p>現行の融資制度を推進し、町内事業者の事業拡大や設備投資などの支援を行う。(6-1)</p> <p><u>(2) <input checked="" type="checkbox"/> 芦屋港レジャー港化【芦屋港活性化推進室】</u></p> <p>地方港湾芦屋港を、周辺機能と一体的な空間形成を図ることで、既存港湾施設の有効活用や必要な機能の整備、これに伴う人材育成や管理運営組織の形成を推進する。さらに、地域に密着し持続可能な組織形成のため、外部人材を登用し、地域の人材育成・ネットワーク化を図るとともに、賑わい創出のため住民の機運醸成に取り組む。(7-1)</p>	

個別施策分野	④産業
(3) <input checked="" type="checkbox"/> 雇用機会の確保【産業観光課】	<p>被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、被災者に情報を提供するとともに、福岡労働局及び県に対する要請措置等、必要な対応を図る。</p> <p>(8-2)</p>
(4) 地域資源を活かした観光の魅力づくり【生涯学習課】	<p>町内外の人々に、町の豊かな歴史・文化をより知ってもらうため、歴史・文化資源の情報発信やネットワーク化、体験プログラムとの連携を推進する。また、芦屋歴史の里の魅力向上のため、企画展や体験型講座などの充実を図る。</p> <p>(8-3)</p>
(5) オンリーワンの芦屋釜を活かした魅力づくり【生涯学習課】	<p>茶の湯文化を体験できる施設として、芦屋釜の里を活用するとともに、観光資源として活用するため、集客の仕組みづくりや町内観光施設等と連携した回遊の仕組みづくり、外国人観光客の受入対応の充実に取り組む。また、芦屋釜の認知度向上と鑄物師の地場化を推進するため、鑄物師と連携した体験プログラムの創出、土産品の開発を推進するなど、復興の取組について、情報発信を行う。(8-3)</p>
(6) 芦屋ならではの起業の支援【産業観光課】	<p>被災した事業者が、早期に営業を再開できるよう、空き店舗や空きビルの仮店舗としての活用を想定し、空き店舗等の実態把握を行う。(8-4)</p> <hr/> <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内事業者への支援制度新規申請件数(累計)：56 件 (H30 年度) → 180 件 (R6 年度) ・空き店舗等活用補助金の新規交付件数：6 件 (H30) → 繼続実施 ・芦屋歴史の里年間来場者数：3,836 人 (H30) → 繼続促進 ・芦屋釜の里年間来場者数：18,153 人 (H30) → 繼続促進

個別施策分野	⑤交通・物流
	(1) <input checked="" type="checkbox"/> 道路付属物等の整備【都市整備課】
	<p>既存の橋梁や道路照明灯等の道路付属物のうち、橋梁については、個別施設計画に基づき大規模倒壊や崩落の防止に努める。また、その他の道路照明灯や道路反射鏡等については、定期的な点検結果をもとに倒壊の危険性があるものから改修・補強に努める。(1-1)</p>
	(2) <input checked="" type="checkbox"/> 都市基盤施設等の整備【企画政策課、環境住宅課、都市整備課】
	<p>市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路や延焼遮断帯並びに防災活動拠点となる基幹道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備など防災に配慮した事業を検討する。(1-5)</p>
	(3) <input checked="" type="checkbox"/> 緊急輸送道路ネットワークの整備【都市整備課】
	<p>緊急輸送道路ネットワーク（幹線道路と防災拠点を連絡する道路網又は防災拠点を相互に連絡する道路網）に位置づけられた、国道495号、主要地方道北九州・芦屋線等について、その耐震性、安全性の強化を必要に応じて県に要請する。(2-1)</p>
	(4) 幹線道路の整備【都市整備課】
	<p>本町では、国道495号、北九州・芦屋線、水巻・芦屋線、直方・芦屋線、高浜・東町線、浜口・遠賀線等が幹線道路として重要であり、被災により不通となつたときは、町域が分断され、大きな障害が発生する。そのため、広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう必要に応じて国、県に要請する。(5-3)</p>
	(5) 生活道路の整備【都市整備課】
	<p>生活道路は、災害時の避難行動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。既存道路については、災害時に起こりうる問題等を把握し、必要に応じて歩道及び排水施設等の整備を検討するとともに、適切な維持、管理に努める。(5-3)</p>
	(6) 橋梁の整備【都市整備課】
	<p>災害時における橋梁機能の確保のため、安全性に配慮した改修・補強に努める。(5-4)</p>

個別施策分野	⑤交通・物流
	<p><u>(7) 交通ネットワークの充実【環境住宅課】</u></p> <p>①芦屋タウンバス及び芦屋町巡回バスについて、利用者ニーズに対応した運行体系の検討や見直しを行うとともに、車両の購入やバス停の整備を推進する。</p> <p>②北九州市との連携により公共交通の維持・確保・充実を図るほか、近隣市町村の公共交通の情報を活用し、芦屋町や広域での公共交通のあり方を検討する。(5-4)</p> <p><u>(8) 道路の整備促進【都市整備課】</u></p> <p>①道路施設については、「個別施設計画（舗装）」や各施設の点検結果を踏まえ、計画的な整備を行う。(5-5)</p> <p>②橋梁については、「個別施設計画（橋梁）」に基づき、定期点検の実施とその結果を踏まえ、計画的な改修・補強を実施する。(5-5)</p>
<重要業績指標>	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁補修件数：25 橋（補修済）→維持継続 ・歩道橋補修件数：3 橋（補修済）→維持継続 ・道路照明灯補修件数：93 箇所（補修済）→維持継続 ・道路反射鏡補修件数：285 基（補修済）→維持継続 ・整備対象路線数：6 路線（国道 495 号、北九州・芦屋線、水巻・芦屋線、直方・芦屋線、高浜・東町線、浜口・遠賀線）→継続実施 ・芦屋タウンバス年間利用者数：109,089 人（H30 年度）→120,000 人（R6 年度） ・バスの 1 日運行便数（平日）：155 便（R1 年度）→継続実施

個別施策分野	⑥農林水産
	<p><u>(1) 海を活かした観光型ビジネスの創出【産業観光課】</u></p> <p>豊富な水産物の直売の仕組みや、特產品開発、加工品開発、販路拡大などにより雇用の拡大や新たなビジネスチャンスの創出支援を図る。(6-2)</p>

個別施策分野	⑥農林水産
(2) ため池施設の維持管理、整備【産業観光課】	ため池等の管理者に、所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう、諸施設の整備推進に努める。(7-2)
(3) 農地の有効利用と農業基盤整備【産業観光課】	<p>①農業用水路、ため池等、農業基盤の計画的な整備に取り組む。</p> <p>②農地中間管理事業を活用し、遊休農地の有効利用の促進を図る。</p> <p>③農地と周辺景観の環境に配慮した農村づくりに取り組む。(7-3)</p>
(4) 農業の担い手の育成支援【産業観光課】	<p>①地域農業における中心経営体や将来ビジョンを明確にする「人・農地プラン」の実質化を推進し、地域農業経営の安定化を図る。</p> <p>②農業後継者や新規就農者など意欲ある担い手の育成支援を行うとともに、農地の適正管理・指導を徹底することで、担い手への利用集積を図る。(7-3)</p>
(5) 緑地の保全と育成【産業観光課、芦屋港活性化推進室】	<p>①保安林などの松の保全に取り組む。</p> <p>②福岡県との役割分担により、里浜づくり事業による松の生育保全を行う。</p> <p>③街並みの美しさを創り出すため、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、緑地の適正管理に取り組む。(7-3)</p>
<重要業績指標>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産物加工品開発件数→3件（R6年度） ・ 松の保全活動人数→隨時促進 	

個別施策分野	⑦地域保全
(1) <input checked="" type="checkbox"/> 市街地の整備【企画政策課、環境住宅課、関係各課】	津波や高潮等が発生した場合においても、行政・社会機能を維持するため、行政機関施設、避難所、福祉施設等については、浸水リスクが低い高所等の利用を検討する。(1-2)

個別施策分野	⑦地域保全
(2) <input checked="" type="checkbox"/> 海岸保全施設の耐震化【産業観光課】	国・県等施設管理者に、耐震点検の実施、背後地の高さや利用状況を勘案した地震による浸水被害の発生する可能性が高い区間の詳細調査の実施及び必要な耐震対策の実施等を要請し、その推進に協力する。(1-2)
(3) <input checked="" type="checkbox"/> 津波・高潮予防施設の整備【総務課、関係各課】	津波や高潮等の災害予防施設の管理者に対し、海岸堤防等海岸保全施設、防波堤等港湾施設、漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を促進するとともに、耐震診断や耐震性、耐浪性の確保を要請する。(1-2) (7-1)
(4) <input checked="" type="checkbox"/> 河川施設の管理、整備【総務課、産業観光課、都市整備課】(再掲)	国・県等施設管理者に、河川氾濫に際しての河川施設の被害の想定、点検の実施を要請する。堤防、水門及び排水機場等の河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから必要な河川整備や監視カメラ等の設置を要請するとともに、その推進に協力する。また、遠賀川水系流域における浸水被害軽減のため、国や近隣市町村と連携し、遠賀川水系流域治水プロジェクト等の事業に参画する。(1-3) <ul style="list-style-type: none"> ・遠賀川水系の河川整備
(5) 崩落対策【総務課、財政課、環境住宅課、関係各課】	風雨の影響により、崩落を繰り返している城山公園横の町有地について、崩落対策の工法等を検討し、実施する。また、山鹿小学校に隣接する御廟所墓地の法面が、風雨の影響により崩落の危険性があるため、実施設計を行い、法面吹付などの崩落対策を実施する。(1-4)
(6) 土砂災害対策【総務課、財政課、関係各課】	荒廃が進んでいる町有地（城ヶ浦旧農業用ため池）について、現状把握のための調査を行い、豪雨・地震時における決壊リスクを軽減するため、必要に応じた対策を実施する。(1-4)
(7) <input checked="" type="checkbox"/> 自主防災活動の育成・支援【総務課、関係各課】	住民に対し、防災研修や防災訓練等を通して、自主防災組織の活動の重要性や役割について啓発を行う。地域の防災リーダーを育成し、自主防災活動の支援を図るため、住民の防災士資格の取得助成について検討する。(1-5)

個別施策分野	⑦地域保全
	<p><u>(8) <input checked="" type="checkbox"/> 不法係留船対策【企画政策課】</u></p> <p>遠賀川水系には不法に係留されているプレジャーボート等が多数あり、多くの問題が生じているため、九州地方整備局と福岡県に本格的な不法係留船対策の要望を行う。(7-1)</p> <p><u>(9) 緑地の保全と育成【産業観光課、芦屋港活性化推進室】(再掲)</u></p> <p>①保安林などの松の保全に取り組む。</p> <p>②福岡県との役割分担により、里浜づくり事業による松の生育保全を行う。</p> <p>③街並みの美しさを創り出すため、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、緑地の適正管理に取り組む。(7-3)</p> <hr/> <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望活動回数：2回(R1年度) → 隨時実施 ・崩落対策実施件数 → 1件 (R5年度) ・土砂災害対策実施件数 → 1件 (R5年度)
	<p>個別施策分野</p> <p>⑧環境</p>

個別施策分野	⑧環境
	<p><u>(1) <input checked="" type="checkbox"/> 施設・事業所等の訓練【総務課、学校教育課、関係各課】</u></p> <p>保育園、幼稚園、小学校、中学校及び社会福祉施設の管理者に対して、避難訓練の実施や避難計画の策定を支援し、要配慮者利用施設の避難対策を促進する。(1-5)</p> <p><u>(2) <input checked="" type="checkbox"/> 学校、病院等における避難計画【総務課、学校教育課、関係各課】</u></p> <p>学校、社会福祉施設、病院等の施設管理者は、消防法に基づく消防計画や避難に関する計画等を作成し、避難対策を実施する。(1-5)</p> <p><u>(3) <input checked="" type="checkbox"/> 児童・生徒等に対する防災教育及び学校等における防災体制の充実【総務課、健康・こども課、学校教育課】</u></p> <p>関係機関と連携して、園児・児童・生徒等に対する適切な防災教育や環境づくりを支援するとともに、学校等における防災体制の充実を推進する。(1-5)</p>

個別施策分野	⑧環境
(4) 防犯対策【環境住宅課】	<p>①広報紙や町ホームページを通じた啓発活動により、住民一人ひとりの防犯意識の高揚に取り組む。(3-1)</p> <p>②防犯パトロールや、登下校時の青色回転灯装備車（青パト）によるパトロールの強化など、自治防犯組合や各種団体との連携により地域ぐるみの防犯活動を行う。(3-1)</p> <p>③芦屋町防犯カメラ設置補助金制度の推進により、防犯環境の整備を進め、犯罪の抑止力向上に取り組む。(3-1)</p>

個別施策分野	⑨土地利用
(1) <input checked="" type="checkbox"/> 防火、準防火地域の指定【企画政策課】(再掲)	<p>木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。こうした商業地域等を必要に応じて防火地域又は準防火地域として指定し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。(1-1)</p> <p>(2) 宅地開発の規制【企画政策課】</p> <p>県が実施する宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく安全な宅地造成の指導、監督等の災害防止に協力する。(1-4)</p> <p>(3) 危険区域の指定、整備【総務課、関係各課】</p> <p>地震及び風水害等による土砂災害を未然に防止するため、県に対し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）等による危険区域の指定や対策工事を要請し、その推進に協力する。(1-4)</p> <p>(4) 公園・緑地等防災空間の確保【環境住宅課】</p> <p>特色ある公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の積極的な確保を推進する。(8-1)</p>

個別施策分野	⑩行政/警察・消防/防災教育等
	(1) <input checked="" type="checkbox"/> 火災予防対策の強化【総務課】
	<p>消防本部に対し、火災予防のため、事業所等に対する予防対策の推進を要請する。また、町広報紙や消防団による広報活動により、火災予防啓発を行う。</p> <p>(1-1)</p>
	(2) <input checked="" type="checkbox"/> 消防力の強化【総務課】
	<p>消防団車両及び装備品を適正に管理するとともに、消防団の装備の充実強化を図り、消防力の強化を図る。また、消防団員の準中型免許取得助成を検討する。</p> <p>(1-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団拠点施設、車両、装備品等の更新・整備 ・消防水利の整備及び管理 ・消防団員の確保 ・消防団員の準中型免許の取得助成
	(3) <input checked="" type="checkbox"/> 水防体制の強化【総務課、都市整備課】(再掲)
	<p>消防団、関係機関と連携し、津波・浸水等による水害を最小限に留めるため、水防体制の強化に努める。</p> <p>(1-2)</p>
	(4) <input checked="" type="checkbox"/> 津波・高潮に強いまちづくり【総務課、関係各課】
	<p>浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画、避難場所や避難路などの避難関連施設の計画的整備、民間施設の活用による避難施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等の検討を行う。また、津波・高潮ハザードマップを作成し、住民や要配慮者利用施設に対して、津波による災害リスクを周知し、津波に強いまちづくりを推進する。</p> <p>(1-2)</p>
	(5) <input checked="" type="checkbox"/> 津波・高潮予報伝達の迅速化、確実化【総務課】
	<p>津波・高潮予報伝達の確実化を図るため、戸別受信機による情報伝達など津波・高潮防災体制を強化する。</p> <p>(1-2)</p>
	(6) 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備【総務課】
	<p>県から土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な措置を地域防災計画に定める。また、土砂災害ハザードマップを作成し、住民に対して土砂災害発生のおそれのある区域の周知を図る。</p> <p>(1-4)</p>

個別施策分野	⑩行政/警察・消防/防災教育等
	(7) <input checked="" type="checkbox"/> 施設・事業所等の訓練【総務課、学校教育課、関係各課】(再掲)
	保育園、幼稚園、小学校、中学校及び社会福祉施設の管理者に対して、避難訓練の実施や避難計画の策定を支援し、要配慮者利用施設の避難対策を促進する。(1-5)
	(8) <input checked="" type="checkbox"/> 町職員に対する防災教育【総務課】
	町職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する研修の実施を推進する。(1-5)
	(9) <input checked="" type="checkbox"/> 住民に対する防災知識の普及【総務課】
	住民に対し、災害発生の危険性を周知するとともに、災害発生時に住民が的確な避難行動を行えるよう、災害に関する知識並びに災害発生時における避難行動等について、広報紙、ハザードマップ、防災研修等により、正しい防災知識の普及を推進する。(1-5)
	(10) <input checked="" type="checkbox"/> 災害時における情報伝達体制の整備【総務課】
	住民等に対する津波警報等の緊急情報を確実且つ迅速に伝達するための手段として、防災行政無線の改修・更新やメール配信システムの導入、戸別受信機の設置等、情報伝達手段の多重化に取り組む。(1-5)
	(11) <input checked="" type="checkbox"/> 避難対策の整備【総務課】
	住民に対し、平常時から津波・高潮等の災害発生の危険性を広く周知するとともに、マイ・タイムラインの作成等を促進することにより、住民の避難計画策定を支援する。また、避難所及び避難場所への安全かつ円滑な避難のため、避難所看板や避難誘導標識の設置及び更新、避難路の整備等の避難対策について検討する。(1-5)
	(12) <input checked="" type="checkbox"/> 広報体制の整備【総務課、企画政策課、福祉課】
	災害時における的確な広報活動を実施するため、被災者、要配慮者等への情報提供及び関係機関との連絡体制の整備を推進する。(1-5)
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への的確な情報伝達体制の整備 ・関係機関の連絡体制の整備 ・要配慮者等への情報提供体制の整備 ・地域情報伝達システムの整備 ・Wi-Fiスポットの整備 ・避難行動要支援者等に関して避難支援等関係者間での情報提供体制の整備

個別施策分野	⑩行政/警察・消防/防災教育等
(13) <input checked="" type="checkbox"/> 物資集配拠点の整備【総務課、関係各課】	物資集配拠点及び緊急輸送拠点について、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用方法について検討する。また、該当施設を適正に管理し、施設の耐震化や改修など、拠点施設の災害対応力強化に努める。(2-1)
(14) <input checked="" type="checkbox"/> 生活必需品等の供給体制の整備【総務課、関係各課】	生活上必要な被服、寝具その他の日常用品等の喪失等により、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給付又は貸与するため、町は、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備する。また、被災者等へ食糧等を給付するため、平時から食糧等の備蓄を行うとともに、物資の供給など災害時の応援に関する協定締結に取り組む。(2-1)
(15) <input checked="" type="checkbox"/> 地域防災力の向上【総務課、関係各課】	災害時における災害規模や災害事象に応じた防災計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、職員の参集、情報伝達、避難支援、救助、避難者の受入等の訓練を実施し、地域防災力の向上に努める。(2-2)
(16) <input checked="" type="checkbox"/> 他市町村等との相互協力体制の整備【総務課、関係各課】	<p>①福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備に努める他、他市町村への応援要請及び応援受入など、受援体制強化に取り組む。</p> <p>②北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン等を活用し、大規模災害発生時に他市町村が相互に協力して被災地支援を行なえるよう、連絡体制の整備や情報共有などによる協力体制の整備を図る。</p> <p>③警察組織及び消防本部との情報伝達要領の習熟等、平時から連携強化を図る必要がある。(1-3) (2-2) (3-2)</p>
(17) <input checked="" type="checkbox"/> 消防団の活動能力の向上【総務課】	消防団の教育訓練及び研修受講を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努める。また、消防団の活動能力保持・向上のため、消防団員の確保に努める。(2-2)
(18) <input checked="" type="checkbox"/> 帰宅困難者支援体制の整備【関係各課】	災害時における帰宅困難者を支援するため、帰宅困難者への適切な情報提供、一時的な避難所の提供、企業や学校等における対策の啓発等について検討する。(2-3)

個別施策分野	⑩行政/警察・消防/防災教育等
	<u>(19) 災害時の生活情報の広報【総務課、環境住宅課、関係各課】</u>
	公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況、ライフラインの復旧状況等を、庁舎や交番等における掲示、放送機関からの放送等により、情報提供できるよう努める。(2-3)
	<u>(20) 帰宅困難者に対する避難場所の提供【産業観光課、関係各課】</u>
	町が所管する施設において、待機する場所がない出張者、観光客等の帰宅困難者を対象とした一時的収容の可能性を検討する。(2-3)
	<u>(21) 宗像・遠賀保健福祉環境事務所等との連携強化【健康・こども課】</u>
	大規模災害時に宗像・遠賀保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。そのため、必要な事項について、宗像・遠賀保健福祉環境事務所等と連絡調整を行い、連携強化に取り組む。(2-4)
	<u>(22) 医薬品・医療資機材の確保【健康・こども課】</u>
	応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材の確保に取り組むとともに、宗像・遠賀保健福祉環境事務所等との連携強化を図る。(2-4)
	<u>(23) 医薬品等の供給体制の確保【健康・こども課】</u>
	県と連携し、災害発生時の救護医療に必要な医薬品等の供給体制を確保することに努める。(2-4)
	<u>(24) 血液製剤確保体制の確立【健康・こども課】</u>
	災害時における血液製剤等の確保のため、献血促進について住民への普及啓発を図る。(2-4)
	<u>(25) <input checked="" type="checkbox"/> 保健衛生・防疫活動要領の習熟と体制の整備【環境住宅課、健康・こども課】</u>
	被災地域においては、衛生条件が悪化し、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるため、福岡県地域防災計画に示された活動要領・内容を習熟するとともに、感染症対策に必要な体制を整備する。また、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のため県等が実施する研修を積極的に受講する。(2-5)
	<u>(26) <input checked="" type="checkbox"/> 防疫用薬剤及び資材等の確保【環境住宅課、健康・こども課】</u>
	災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材

個別施策分野	⑩行政/警察・消防/防災教育等
	等について、平常時からその確保に取り組む。(2-5)
(27) <input checked="" type="checkbox"/> 家畜防疫対応の習熟【産業観光課】	福岡県地域防災計画に示された活動要領・内容の習熟に努める。(2-5)
(28) <input checked="" type="checkbox"/> 避難所等機能の整備・点検【総務課、学校教育課、生涯学習課、関係各課】	避難所等を長期にわたって使用することを想定し、避難所台帳等をもとに避難所施設の機能を整備する。具体的には、安全性の向上とともに、防災拠点・生活の場としての機能向上のため、非常用電源や空調設備、非構造部材、洋式トイレなどの整備、更新を検討する。また、定期的に避難所等の安全性の確認、点検を行い、点検結果を踏まえ、避難所台帳を更新する。(2-6)
(29) <input checked="" type="checkbox"/> 災害ボランティアの受入体制の整備【関係機関】	芦屋町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの活動拠点や資機材等の活動環境の整備等に必要な支援を行う。(2-6)
(30) <input checked="" type="checkbox"/> 女性のための相談受付【福祉課、健康・こども課】	災害によって生じたストレスをはじめ、女性特有の問題に関する相談に対応するため、避難所等において女性の相談員や保健師等を派遣するなどの相談受付体制を整える。(2-6)
(31) <input checked="" type="checkbox"/> 職員災害応急マニュアル等の作成【総務課】	災害時に地域防災計画に基づき職員の参集、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、職員災害応急マニュアル等を作成・更新し、職員への周知を図る。(3-2)
(32) <input checked="" type="checkbox"/> 総合防災訓練の実施【総務課】	災害時の防災体制に万全を期するため、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、避難誘導、救出救助、医療救護等の総合的な訓練を実施する。(3-2)
(33) <input checked="" type="checkbox"/> 災害救助法等の運用体制の整備【総務課、関係各課】	大規模災害の発生に備え、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領等の習熟に努める。(3-2)
(34) <input checked="" type="checkbox"/> 防災拠点施設の確保【総務課、関係各課】	災害時の地域における災害対策活動拠点となる施設の確保を図る。その際、

個別施策分野	⑩行政/警察・消防/防災教育等
	施設の耐震・耐火対策、自家発電設備の充実並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮する。(3-2)
(35) <input checked="" type="checkbox"/> システムの維持管理【企画政策課】	<p>①住民サービスの提供と行政事務の効率化や正確性・信頼性を保持するため、電算システム（ハード、ソフト）の保守や改善のための更新を実施する。(3-2)</p> <p>②行政事務の効率化や正確性を維持するため、電算機器やネットワークの適切な維持管理と計画的な更新を行うことで、電算システムの安定運用に努める。(3-2)</p>
(36) <input checked="" type="checkbox"/> 電算システムの共同化【企画政策課】	電算システム運用の効率化及びコスト削減のため、他市町村との共同利用を推進する。(3-2)
(37) <input checked="" type="checkbox"/> 通信施設の整備【総務課、企画政策課】	災害時情報収集及び住民等への情報伝達手段確保のため、町防災行政無線及びWi-Fiスポットの整備等、情報伝達手段の多重化を推進する。また、災害対策本部と避難所及び職員間の情報伝達手段確保のため、無線設備の整備を推進する。災害時の通信機能を確保するために、非常電源の確保等の措置を図る。(4-1)
(38) <input checked="" type="checkbox"/> 通信連絡体制の整備【総務課、企画政策課】	<p>災害時に多重・多様な通信連絡体制を確立するため、無線従事者等の確保や関係機関との連携確保等により通信連絡体制の整備に努める。(4-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時通信体制の強化 ・非常時通信運用の検討
(39) <input checked="" type="checkbox"/> 輸送車両、燃料等の調達体制の整備【総務課】	災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。(5-1)
(40) <input checked="" type="checkbox"/> 災害時民間協力体制の整備【総務課、学校教育課】	避難所等へのLPGガス及びガス器具の供給、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設等について、災害協定の締結や協定締結先団体との

個別施策分野	⑩行政/警察・消防/防災教育等
	連携強化を図る。(5-1)
	<u>(41) 災害用臨時ヘリポートの整備【総務課、関係各課】</u>
	災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。(5-5)
	<u>(42) <input checked="" type="checkbox"/> 風評被害等への対応【企画政策課、産業観光課、生涯学習課、関係各課】</u>
	災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。(6-1)
	<u>(43) 備蓄体制の整備【総務課、関係各課】</u>
	備蓄体制に関する県の指導・助言に従い、大規模災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）の整備に努める。(6-2)
	<u>(44) 食糧供給体制の整備【総務課、関係各課】</u>
	災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出し、その他による食糧の供給体制を整備する。この場合、災害により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食糧を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制整備に取り組む。この場合、災害により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食糧を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制整備に取り組む。(6-2)
	<u>(45) 余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備【関係各課】(7-2)</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ①水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備 ②被災建築物応急危険度判定体制の整備 ③被災宅地危険度判定体制の整備
	<u>(46) 林野火災予防対策の推進【総務課、産業観光課、関係各課】</u>
	消火活動が困難な地域において発生する林野火災は、乾燥や強風などの気象条件によっては甚大な被害をもたらす可能性があるため、火災警報や気象情報に注視するとともに、地域住民や入林者への周知活動や火入れ、たき火等を制限するなどの予防対策を推進する。(7-3)

個別施策分野	⑩行政/警察・消防/防災教育等
	<u>(47) ごみ処理体制の整備【環境住宅課】</u>
	福岡県地域防災計画に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみを適正に処理するためには必要な体制を整備する。また、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。(8-1)
	<u>(48) がれきの処理要領の習熟と処理体制の整備【環境住宅課】</u>
	がれき処理活動の要領・内容に習熟するとともに、災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生した廃木材及びコンクリート等（以下、「がれき」という。）を適正に処理するために必要な体制づくりに努める。(8-1)
	<u>(49) がれき等の処理に係る応援協力体制の整備【環境住宅課】</u>
	がれき処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）について、あらかじめその応援能力を調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、協定の締結等、体制づくりに努める。(8-1)
	<u>(50) <input checked="" type="checkbox"/> 災害復旧事業の推進【関係各課】</u>
	関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。(8-2)
	<u>(51) <input checked="" type="checkbox"/> 復興計画作成の体制づくり【関係各課】</u>
	県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（国、県、市町村及び関係機関との連携）に協力し、連携をとる。(8-2)
	<u>(52) 町営住宅等の仮設住宅利用体制の整備【環境住宅課】</u>
	町営住宅、所得制限外住宅の空家（空室）状況を把握し、震災時における被災者への迅速な提供を図る。(8-4)
	<u>(53) 応急仮設住宅の供給体制等の整備【総務課、関係各課】</u>
	応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備を図る。(8-4)
<hr/>	
<重要業績指標>	
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所として開設できる学校数：4校→維持継続 	

個別施策分野	⑩行政/警察・消防/防災教育等
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な情報交換：年1回（H29年度）→維持継続 ・防災拠点のWi-Fiスポット整備施設数：2箇所(R2)→4箇所(R3) ・空き店舗等活用補助金の新規交付件数：6件（H30）→隨時拡大 	

横断的施策分野	(A)リスクコミュニケーション
<p>(1) <input checked="" type="checkbox"/> 水防体制の強化【総務課、都市整備課】(再掲)</p> <p>消防団、関係機関と連携し、津波・浸水等による水害を最小限に留めるため、水防体制の強化に努める。(1-2)</p> <p>(2) <input checked="" type="checkbox"/> 住民に対する防災知識の普及【総務課】(再掲)</p> <p>住民に対し、災害発生の危険性を周知させるとともに、災害発生時に住民が的確な避難行動を行えるよう、災害に関する知識並びに災害発生時における避難行動等について、広報紙、ハザードマップ、防災研修等により、正しい防災知識の普及を推進する。(1-5)</p> <p>(3) <input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域等の周知【総務課、産業観光課】</p> <p>土砂災害警戒区域や防災重点ため池浸水想定区域に指定された区域の住民に対して、避難確保のため必要な情報を広報紙や土砂災害及びため池ハザードマップ等により周知し、警戒避難体制の確立を図る。(1-5)</p> <p>(4) <input checked="" type="checkbox"/> ハザードマップの整備・更新【総務課】</p> <p>洪水、土砂災害、高潮、地震、津波等の様々な災害リスク及び地域特性や防災啓発記事を記載したハザードマップを作成・見直しを行い、印刷物やインターネットなど多様な手段にて住民等へ周知を図る。(1-5)</p> <p>(5) <input checked="" type="checkbox"/> 外国人の支援対策【総務課、関係各課】</p> <p>町内で生活する外国人の災害時の安全性を確保するため、県及び関係機関と連携し、外国語による防災啓発記事の掲載や防災パンフレット等による防災知識の普及、災害時の避難場所等の情報提供に努める。(1-5)</p> <p>(6) 防犯対策【環境住宅課】</p> <p>①広報紙や町ホームページを通じた啓発活動により、住民一人ひとりの防犯意識の高揚に取り組む。(3-1)</p>	

横断的施策分野	(A)リスクコミュニケーション
	<p>②防犯パトロールや、登下校時の青色回転灯装備車（青パト）によるパトロールの強化など、自治防犯組合や各種団体との連携により地域ぐるみの防犯活動を行う。(3-1)</p> <p>③芦屋町防犯カメラ設置補助金制度の推進により、防犯環境の整備を進め、犯罪の抑止力向上に取り組む。(3-1)</p> <p><u>(7) 住民参画のまちづくり【企画政策課、生涯学習課】</u></p> <p>「芦屋町住民参画まちづくり条例」の基本理念のもと、まちづくりに対する関心を深めてもらうため、まちづくりの方向性やその実現に向けた具体的な取組など、必要な情報を必要な方が受け取れるよう、情報発信や住民参画機会の提供に努める。(8-2)</p> <p><u>(8) 復興に対する合意形成【企画政策課、関係各課】</u></p> <p>復興計画の作成にあたっては、住民に対しまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。(8-3)</p>

横断的施策分野	(B)人材育成
	<p><u>(1) <input checked="" type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定訓練【関係各課】</u></p> <p>県（建築指導課）と連携し、建築関係団体等の協力のもと、実際の応急危険度判定の実施に備えるとともに、応急危険度判定体制の整備を図るため、連絡訓練等を実施する。(1-1)</p> <p><u>(2) <input checked="" type="checkbox"/> 自主防災活動の育成・支援【総務課、関係各課】(再掲)</u></p> <p>住民に対し、防災研修や防災訓練等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割について啓発を行う。また、自主防災活動の中心的役割を担う地域の防災リーダーを育成するため、住民の防災士資格の取得助成を検討する。(1-5)</p> <p><u>(3) <input checked="" type="checkbox"/> 町職員に対する防災教育【総務課】(再掲)</u></p> <p>町職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する研修の実施を推進する。(1-5)</p>

横断的施策分野	(B)人材育成
(4) <input checked="" type="checkbox"/> <u>自主防災組織等の活動能力の向上【総務課、関係各課】</u>	各自主防災組織に対し、救出用資機材等を備えた倉庫の設置を推進するとともに、訓練等を通じて、救出救助方法の習熟やPR活動を推進する。また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設事業者団体等と協定を締結するなど連携に努める。(2-2)
(5) <input checked="" type="checkbox"/> <u>ボランティア活動の普及・啓発及びボランティアの育成・支援【総務課、生涯学習課】</u>	住民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行う。ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるため、研修会や講習会を通じて、それぞれの地域におけるボランティアリーダー及びコーディネーターの育成・支援を推進する。(2-6)
(6) <u>地域への愛着とシビックプライドの醸成【生涯学習課、関係各課】</u>	歴史や伝統文化・産業・自然など様々な魅力を町民が知り、誇りに思うとともに、郷土心を醸成し、地域への愛着と定着を図るため、「芦屋かるた」「町民むけ情報発信」「体験プログラム」など様々な取組を推進する。(8-3)
<重要業績指標>	
・シビックプライド醸成の取組事業件数：112件（H30）→隨時拡大	

横断的施策分野	(C)官民連携
(1) <input checked="" type="checkbox"/> <u>防災訓練の実施【総務課、都市整備課、関係各課】(再掲)</u>	河川・水路等の氾濫、津波等に対する警戒、水防活動の円滑な遂行を図るため、避難情報等の伝達、海面監視、防潮扉等操作、推移雨量観測、関係機関及び職員等の動員、水防資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の訓練を実施する。また、地震・津波・高潮・洪水・土砂災害など様々な災害リスクを想定したハザードマップを作成し、災害への警戒が必要な区域について住民へ周知するとともに、ハザードマップを活用した訓練を実施する。(1-3)
(2) <input checked="" type="checkbox"/> <u>旅行者等への支援対策【総務課、関係各課】</u>	ホテル・旅館等の施設管理者に対し、災害の状況に応じた避難場所、経路を

横断的施策分野	(C)官民連携
事前に伝え、旅行者に対する災害時の情報伝達に備えるよう要請する。(1-5)	
<u>(3) 企業等における災害対策の推進【関係各課】</u>	
企業等における発災時の安否確認や情報収集、従業員等の安全確保や事業の継続などについて定めた計画策定を支援する。また、帰宅する者の安全確保の観点に留意し、適切な措置を行うまでの間、企業等において必要となる水、食料、毛布などの備蓄について啓発する。(2-3)	
<u>(4) <input checked="" type="checkbox"/> 電話施設の耐災環境の整備【関係機関】</u>	
電話通信事業者は、平常時から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。(4-1)	
<u>(5) <input checked="" type="checkbox"/> 電力施設の耐災環境の整備【関係機関】(再掲)</u>	
電気事業者は、地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備を図る。(5-1)	
<u>(6) <input checked="" type="checkbox"/> ガス施設の耐災環境の整備【関係機関】(再掲)</u>	
ガス事業者は、地震等の災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な防止対策を促進する。(5-1)	

横断的施策分野	(D)老朽化対策・研究開発
<u>(1) <input checked="" type="checkbox"/> 一般建築物等の耐震化【企画政策課、環境住宅課、健康・こども課、関係各課】(再掲)</u>	
耐震改修の相談窓口を開設し、県及び建築士団体等との連携により、建築物の所有者等に対し、耐震診断・改修について相談業務、知識の啓発・普及を行うとともに、耐震化等を促進するために必要な支援を行う。(1-1)	
<u>(2) <input checked="" type="checkbox"/> 空家対策【環境住宅課】</u>	
住環境の改善、安心・安全のまちづくりを推進するため、町内の老朽危険家屋等の解体に対して解体工事費を補助する。(1-1)	

横断的施策分野	(D)老朽化対策・研究開発
	<u>(3) <input checked="" type="checkbox"/> 下水道施設【都市整備課】(再掲)</u>
	<p>①市街化の進行に対応し、浸水被害等を防止するため、雨水の迅速な排除が行えるよう浸水対策に努める。下水道施設の設計及び施工にあたっては、耐震性の確保に努める。(5-3)</p> <p>②「ストックマネジメント計画」に基づき、浄化センターや各ポンプ場、管渠の長寿命化に取り組むとともに、修繕や改築更新を計画的に行う。(5-5)</p> <p>③下水道事業の中長期的な経営安定化や災害に対する体制強化を図るため、広域化・共同化を含め検討する。(5-5)</p>
	<u>(4) 緊急輸送道路の確保・啓開体制の整備【総務課、関係各課】</u>
	<p>緊急輸送を効果的に実施するため、災害時の緊急輸送道路の確保について検討するとともに、建設事業者団体等と事前に協議し、緊急輸送道路の障害物除去作業等に必要な資機材及び車両、応急復旧等に必要な人員等を調達できるよう協力体制を整備する。(5-4)</p>
	<p>-----</p> <p>＜重要業績指標＞</p> <ul style="list-style-type: none">・私立保育所の耐震化率：66% (R2) → 繼続促進

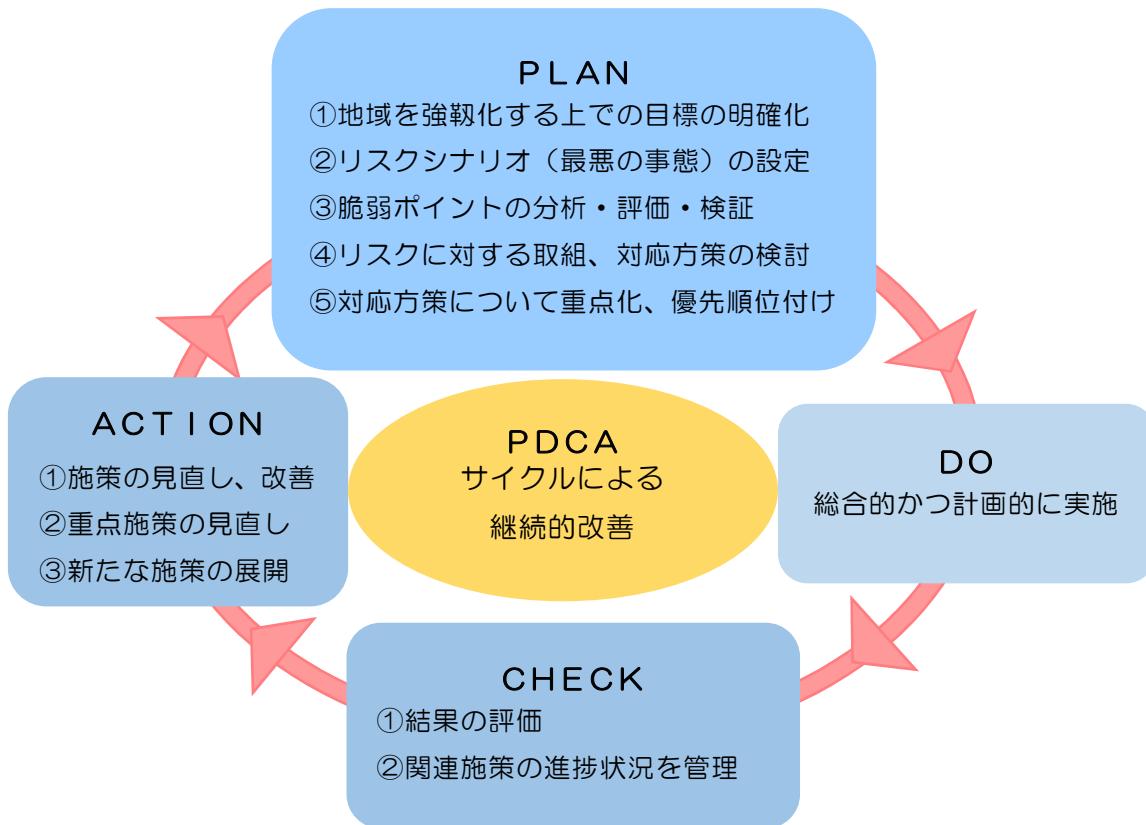
第6章 計画の推進

1 計画の推進

本町の地域強靭化に向けた取組にあたっては、庁内横断的な体制のもと、国・県をはじめ、関係団体、事業者、町民等との連携・協力を進めることが重要であり、平常時から各種取組を通した関係づくりに努める。

2 PDCAサイクル

本計画に基づく取組を着実に推進するため、施策の進捗状況等を定期的に把握するなどPDCAサイクルの取組を推進していく必要がある。このため、芦屋町総合振興計画における実施計画、業務マネジメントシステムなどにより、PDCAサイクルを行う。



3 計画の見直し

本計画は、社会状況の変化、国、県、本町等の強靭化施策の取組状況等を考慮しつつ、芦屋町総合振興計画等の見直し等に併せて必要な検討を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

【巻末資料1】脆弱性評価結果

脆弱性評価の結果は、次のとおりである。

- ※ ○印の横に記載する【】内の文字は課題を所管する部署を記載したもの。
- ※ (再掲)：部署の横に記載

＜事前に備えるべき目標＞

1 直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 1-1

地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

課題 1-1-1

○防火、準防火地域の指定【企画政策課、関係各課】

課題 1-1-2

○公共建築物等の耐震化【企画政策課、都市整備課、健康・こども課、関係各課】

課題 1-1-3

○一般建築物等の耐震化【企画政策課、都市整備課、健康・こども課、関係各課】

課題 1-1-4

○公園ブロック塀・フェンス耐震改修事業【環境住宅課、関係各課】

課題 1-1-5

○道路付属物等の整備【都市整備課】

課題 1-1-6

○被災建築物応急危険度判定訓練【関係各課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 1-1**地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生****課題** 1-1-7

- 火災予防対策の強化【総務課】

課題 1-1-8

- 消防力の強化【総務課】

課題 1-1-9

- 空家対策【環境住宅課】

課題 1-1-10

- 小・中学校の消防設備改修【学校教育課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 1-2**津波・高潮による多数の死傷者の発生****課題** 1-2-1

- 市街地の整備【企画政策課、環境住宅課、関係各課】

課題 1-2-2

- 海岸保全施設の耐震化【産業観光課】

課題 1-2-3

- 水防体制の強化【総務課、都市整備課】

課題 1-2-4

- 津波・高潮に強いまちづくり【総務課、関係各課】

課題 1-2-5

- 津波・高潮予防施設の整備【総務課、関係各課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 1-2**津波・高潮による多数の死傷者の発生****課題 1-2-6**

- 津波・高潮予報伝達の迅速化、確実化【総務課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 1-3**広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生****課題 1-3-1**

- 他市町村等との相互協力体制の整備【総務課、関係各課】

課題 1-3-2

- 防災訓練の実施【総務課、都市整備課、関係各課】

課題 1-3-3

- 河川施設の管理、整備【総務課、産業観光課、都市整備課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 1-4**大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生****課題 1-4-1**

- 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備【総務課】

課題 1-4-2

- 宅地開発の規制【企画政策課】

課題 1-4-3

- 危険区域の指定、整備【総務課、関係各課】

課題 1-4-4

- 崩落対策【総務課、財政課、環境住宅課、関係各課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 1-4**大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生****課題 1-4-5**

- 土砂災害対策【総務課、財政課、関係各課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 1-5**情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生****課題 1-5-1**

- 自主防災活動の育成・支援【総務課、関係各課】

課題 1-5-2

- 施設・事業所等の訓練【総務課、学校教育課、関係各課】

課題 1-5-3

- 学校、病院等における避難計画【総務課、学校教育課、関係各課】

課題 1-5-4

- 町職員に対する防災教育【総務課】

課題 1-5-5

- 住民に対する防災知識の普及【総務課】

課題 1-5-6

- 児童・生徒等に対する防災教育及び学校等における防災体制の充実【総務課、健康・こども課、学校教育課】

課題 1-5-7

- 都市基盤施設等の整備【企画政策課、環境住宅課、都市整備課】

課題 1-5-8

- 土砂災害警戒区域等の周知【総務課、産業観光課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 1-5

情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

課題 1-5-9

- 災害時における情報伝達体制の整備 【総務課】

課題 1-5-10

- 避難対策の整備 【総務課】

課題 1-5-11

- ハザードマップの整備・更新 【総務課】

課題 1-5-12

- 津波避難ビル等の指定 【総務課】

課題 1-5-13

- 広報体制の整備 【総務課、企画政策課、福祉課】

課題 1-5-14

- 避難行動要支援者対策 【総務課、福祉課】

課題 1-5-15

- 外国人の支援対策 【総務課、関係各課】

課題 1-5-16

- 旅行者等への支援対策 【総務課、関係各課】

＜事前に備えるべき目標＞

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 2-1

被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

課題 2-1-1

- 緊急輸送道路ネットワークの整備【都市整備課】

課題 2-1-2

- 物資集配拠点の整備【総務課、関係各課】

課題 2-1-3

- 生活必需品等の供給体制の整備【総務課、関係各課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 2-2

警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

課題 2-2-1

- 地域防災力の向上【総務課、関係各課】

課題 2-2-2

- 他市町村等との相互協力体制の整備【総務課、関係各課】(再掲)

課題 2-2-3

- 自主防災組織等の活動能力の向上【総務課、関係各課】

課題 2-2-4

- 消防団の活動能力の向上【総務課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 2-2**警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞****課題 2-2-5**

- 要配慮者に対する救出救護体制の整備【総務課、福祉課、関係各課】

課題 2-2-6

- 医療機関との連携体制の整備【総務課、福祉課、健康・こども課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 2-3**大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱****課題 2-3-1**

- 帰宅困難者支援体制の整備【関係各課】

課題 2-3-2

- 災害時の生活情報の広報【総務課、環境住宅課、関係各課】

課題 2-3-3

- 帰宅困難者に対する避難場所の提供【産業観光課】

課題 2-3-4

- 企業等における災害対策の推進【関係各課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 2-4**被災地における医療機能の麻痺****課題 2-4-1**

- 宗像・遠賀保健福祉環境事務所等との連携強化【健康・こども課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 2-4**被災地における医療機能の麻痺****課題 2-4-2**

- 医薬品・医療資機材の確保【健康・こども課】

課題 2-4-3

- 医薬品等の供給体制の確保【健康・こども課】

課題 2-4-4

- 血液製剤確保体制の確立【健康・こども課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 2-5**被災地における疫病・感染症の大規模発生****課題 2-5-1**

- 保健衛生・防疫活動要領の習熟と体制の整備【環境住宅課、健康・こども課】

課題 2-5-2

- 防疫用薬剤及び資材等の確保【環境住宅課、健康・こども課】

課題 2-5-3

- 家畜防疫対応の習熟【産業観光課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 2-6**劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生****課題 2-6-1**

- 避難所の指定【総務課、生涯学習課、関係各課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 2-6

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

課題 2-6-2

- 避難所等機能の整備・点検【総務課、学校教育課、生涯学習課、関係各課】

課題 2-6-3

- ボランティア活動の普及・啓発及びボランティアの育成・支援【総務課、生涯学習課】

課題 2-6-4

- 災害ボランティアの受入体制の整備【関係機関】

課題 2-6-5

- 福祉避難所の確保【総務課、福祉課、関係各課】

課題 2-6-6

- 長期的医療体制の整備【福祉課、健康・こども課】

課題 2-6-7

- 女性のための相談受付【福祉課、健康・こども課】

<事前に備えるべき目標>

3 必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 3-1

警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発

課題 3-1-1

- 防犯対策【環境住宅課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 3-2

行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

課題 3-2-1

- 職員災害応急マニュアル等の作成【総務課】

課題 3-2-2

- 総合防災訓練の実施【総務課】

課題 3-2-3

- 他市町村等との相互協力体制の整備【総務課、関係各課】(再掲)

課題 3-2-4

- 災害救助法等の運用体制の整備【総務課、関係各課】

課題 3-2-5

- 防災拠点施設の確保・充実【総務課、関係各課】

課題 3-2-6

- システムの維持管理【企画政策課】

課題 3-2-7

- 電算システムの共同化【企画政策課】

＜事前に備えるべき目標＞

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 4-1

情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

課題 4-1-1

- 電話施設の耐災環境の整備 【関係機関】

課題 4-1-2

- 通信施設の整備 【総務課、企画政策課】

課題 4-1-3

- 通信連絡体制の整備 【総務課、企画政策課】

＜事前に備えるべき目標＞

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 5-1

エネルギーの長期にわたる供給停止

課題 5-1-1

- 電力施設の耐災環境の整備 【関係機関】

課題 5-1-2

- ガス施設の耐災環境の整備 【関係機関】

課題 5-1-3

- 輸送車両、燃料等の調達体制の整備 【総務課】

課題 5-1-4

- 災害時民間協力体制の整備 【総務課、学校教育課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 5-2

上水道等の長期にわたる供給停止

課題 5-2-1

- 上水道施設 【都市整備課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 5-3**汚水処理施設等の長期にわたる機能停止****課題** 5-3-1

- 下水道施設 【都市整備課】

課題 5-3-2

- し尿処理要領の習熟と処理体制の整備 【都市整備課】

課題 5-3-3

- 災害用仮設トイレの整備 【総務課、環境住宅課、都市整備課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 5-4**交通インフラの長期にわたる機能停止****課題** 5-4-1

- 幹線道路の整備 【都市整備課】

課題 5-4-2

- 生活道路の整備 【都市整備課】

課題 5-4-3

- 橋梁の整備 【都市整備課】

課題 5-4-4

- 緊急輸送道路の確保・啓開体制の整備 【総務課、関係各課】

課題 5-4-5

- 交通ネットワークの充実 【環境住宅課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 5-5

防災インフラの長期にわたる機能不全

課題 5-5-1

- 災害用臨時ヘリポートの整備 【総務課、関係各課】

課題 5-5-2

- 道路の整備促進 【都市整備課】

課題 5-5-3

- 下水道施設 【都市整備課】

<事前に備えるべき目標>

6 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 6-1

サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

課題 6-1-1

- 風評被害等への対応 【企画政策課、産業観光課、生涯学習課、関係各課】

課題 6-1-2

- 活力ある事業所づくり 【産業観光課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 6-2

食料等の安定供給の停滞

課題 6-2-1

- 備蓄体制の整備 【総務課、関係各課】

課題 6-2-2

- 食糧供給体制の整備 【総務課、関係各課】

課題 6-2-3

- 海を活かした観光型ビジネスの創出 【産業観光課】

<事前に備えるべき目標>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 7-1

海上・臨海部における広域複合災害の発生

課題 7-1-1

- 津波・高潮予防施設の整備【総務課、関係各課】（再掲）

課題 7-1-2

- 不法係留船対策【企画政策課】

課題 7-1-3

- 芦屋港レジャー港化【芦屋港活性化推進室】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 7-2

ため池、防災インフラの損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

課題 7-2-1

- ため池施設の維持管理、整備【産業観光課】

課題 7-2-2

- 余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備【関係各課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 7-3

農地・森林等の被害による農地等の荒廃

課題 7-3-1

- 林野火災予防対策の推進【総務課、産業観光課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 7-3

農地・森林等の被害による農地等の荒廃

課題 7-3-2

- 農地の有効利用と農業基盤整備【産業観光課】

課題 7-3-3

- 農業の担い手の育成支援【産業観光課】

課題 7-3-4

- 緑地の保全と育成【産業観光課、芦屋港活性化推進室】

＜事前に備えるべき目標＞

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 8-1

災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

課題 8-1-1

- 公園・緑地等防災空間の確保【環境住宅課】

課題 8-1-2

- ごみ処理体制の整備【環境住宅課】

課題 8-1-3

- がれきの処理要領の習熟と処理体制の整備【環境住宅課】

課題 8-1-4

- がれき等の処理に係る応援協力体制の整備【環境住宅課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 8-2

復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

課題 8-2-1

- 雇用機会の確保【産業観光課】

課題 8-2-2

- 災害復旧事業の推進【関係各課】

課題 8-2-3

- 復興計画作成の体制づくり【関係各課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 8-2

復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

課題 8-2-4

- 住民参画のまちづくり 【企画政策課、生涯学習課】

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 8-3

貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

課題 8-3-1

- 復興に対する合意形成 【企画政策課、関係各課】

課題 8-3-2

- 地域資源を活かした観光の魅力づくり 【生涯学習課】

課題 8-3-3

- オンリーワンの芦屋釜を活かした魅力づくり 【生涯学習課】

課題 8-3-4

- 地域への愛着とシビックプライドの醸成 【生涯学習課】

起きてはならない最悪の事態リスクシナリオ 8-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

課題 8-4-1

- 町営住宅等の仮設住宅利用体制の整備 【環境住宅課】

課題 8-4-2

- 応急仮設住宅の供給体制等の整備 【総務課、関係各課】

起きてはならない最悪の事態リスクシナリオ 8-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

課題 8-4-3

- 災害に対する住宅等の整備・改善【環境住宅課】

課題 8-4-4

- 芦屋ならではの起業の支援【産業観光課】

【巻末資料2】個別事業一覧

各個別事業については、国及び県等の取組状況や社会情勢を踏まえ、事業内容や事業対象等の見直しを適宜行う。

個別施策分野		①住宅・都市						
事業名	事業の概要	関係省庁	事業スケジュール					担当部署
			R3	R4	R5	R6	R7	
芦屋町ブロック塀等撤去費補助金の交付	地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的とし、ブロック塀等の撤去を行う者に対し、補助金を交付する。	国土交通省	▶	▶	▶			環境住宅課 住宅係
公園ブロック塀・フェンス耐震改修事業	町内公共施設のブロック塀やフェンスが経年により老朽化してきているため、耐震構造への改修を行う。	国土交通省	▶	▶	▶	▶	▶	環境住宅課 環境・公園係
下水道浸水対策事業	令和元年度の山鹿西部・東部排水区浸水対策調査結果をもとに、浸水対策施設の整備を行う。	国土交通省	▶					都市整備課 下水道係
公共下水道整備計画に関する事務	下水道事業計画の変更や施設の新設設計や工事を行う。令和4年度から芦屋港活性化に伴う下水道施設の設計・工事を行う。	国土交通省		▶	▶			都市整備課 下水道係
下水道事業の広域連携	下水道事業の持続性を確保するため、事業効率化の効果が期待できる広域化についての可能性を検討する。	国土交通省	▶					都市整備課 下水道係

個別施策分野		②保健医療・福祉						
事業名	事業の概要	関係省庁	事業スケジュール					担当部署
			R3	R4	R5	R6	R7	
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 (耐震化分)	地域密着型・小規模の高齢者施設等における耐震化整備を行う。 (国庫 10/10)	厚生労働省	▶	▶	▶	▶	▶	福祉課 高齢者支援係

個別施策分野		②保健医療・福祉						
事業名	事業の概要	関係省庁	事業スケジュール					担当部署
			R3	R4	R5	R6	R7	
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 (非常用自家発電設備整備事業分)	地域密着型・小規模の高齢者施設等における緊急災害用の自家発電設備の整備を行う。 (国庫 10/10)	厚生労働省	▶	▶	▶	▶	▶	福祉課 高齢者支援係
高齢者施設等の給水設備整備事業	地域密着型・小規模の高齢者施設等における災害時用の受水槽及び地下水利用の為の設備の整備を行う。(国庫 2/4、町 1/4、事業者 1/4)	厚生労働省	▶	▶	▶	▶	▶	福祉課 高齢者支援係
高齢者施設等の安全対策強化事業	地域密着型・小規模の高齢者施設等における老朽化ブロック塀等の改修を行う。 (国庫 2/4、町 1/4、事業者 1/4)	厚生労働省	▶	▶	▶	▶	▶	福祉課 高齢者支援係

個別施策分野		⑤交通・物流						
事業名	事業の概要	関係省庁	事業スケジュール					担当部署
			R3	R4	R5	R6	R7	
芦屋港港湾改修事業	小型船の停泊が可能となる係留用の浮桟橋の整備を行う。	国土交通省	▶	▶	▶	▶	▶	芦屋港活性化 推進室 事業推進係

個別施策分野		⑥農林水産						
事業名	事業の概要	関係省庁	事業スケジュール					担当部署
			R3	R4	R5	R6	R7	
農業水利施設防災減災対策事業	農業水利施設等の防災力向上を図るための防災・減災対策事業を行う。	農林水産省	▶	▶	▶	▶	▶	産業観光課 農林水産係
汐入川改修事業（県営）	老朽化による機能低下が著しい汐入川の全面改修工事を行う。	農林水産省	▶					産業観光課 農林水産係

個別施策分野		⑥農林水産						
事業名	事業の概要	関係省庁	事業スケジュール					担当部署
			R3	R4	R5	R6	R7	
鳥獣被害防止総合支援事業	有害鳥獣対策協議会による被害防止活動の支援事業を行う。	農林水産省	▶	▶	▶	▶	▶	産業観光課 農林水産係
柏原漁港機能保全工事	老朽化による機能低下が著しい柏原漁港施設の全面改修工事を行う。	農林水産省	▶	▶				産業観光課 農林水産係
農林水産業基盤整備事業	農林水産業の基盤整備や防災・減災対策の推進事業を行う。	農林水産省	▶	▶	▶	▶	▶	産業観光課 農林水産係

個別施策分野		⑦地域保全							
事業名	事業の概要	関係省庁	事業スケジュール					担当部署	
			R3	R4	R5	R6	R7		
芦屋港港湾環境整備事業	釣り文化振興モデル港のための整備を行う。	国土交通省	▶	▶	▶	▶	▶	芦屋港活性化 推進室 事業推進係	
全天候型施設の整備	全天候型施設の整備を行う。	内閣府	▶	▶	▶	▶	▶	芦屋港活性化 推進室 事業推進係	
みなどを活かした空間形成プロジェクト	芦屋港に海浜公園を含んだエリアを一体的な空間として捉え、全体のエリアマネジメントを担う管理運営方法の計画策定、運営組織の形成・育成、外部人材の登用、町内人材の育成、賑わい創出のためのテストマーケティングや情報提供、機運醸成のための事業の推進を行う。	内閣府	▶	▶	▶	▶	▶	芦屋港活性化 推進室 事業推進係	
既存港湾施設（上屋）の活用事業	既存港湾施設（上屋）の整備を行う。	国土交通省	▶	▶	▶	▶	▶	芦屋港活性化 推進室 事業推進係	
御廟所墓地崩落対策事業	山鹿小学校に隣接する御廟所墓地の法面が風雨の影響により、崩落の危険性があるため、実施設計を行い、法面吹付などの崩落対策を実施する。	国土交通省	▶	▶	▶	▶	▶	環境住宅課 環境・公園係	

個別施策分野		⑧環境						
事業名	事業の概要	関係省庁	事業スケジュール					担当部署
			R3	R4	R5	R6	R7	
学校施設整備事業	芦屋東小学校校舎大規模改修工事を行う。	文部科学省	▶		▶	▶		学校教育課 学校教育係

個別施策分野		⑩行政/警察・消防/防災教育等						
事業名	事業の概要	関係省庁	事業スケジュール					担当部署
			R3	R4	R5	R6	R7	
防災計画の策定	芦屋町地域防災計画の見直しに伴う策定を行う。	総務省	▶					総務課 庶務係
ハザードマップの作成	津波、高潮、洪水、土砂災害、ため池等の複合型ハザードマップを作成する。	総務省	▶					総務課 庶務係
防災設備の整備	防災設備の整備を行う。	資源エネルギー庁	▶	▶	▶			総務課 庶務係
消防団車両の更新	芦屋町消防団第1分団消防ポンプ自動車の更新を行う。	防衛省		▶				総務課 庶務係
Wi-Fi スポット整備事業	防災拠点である役場庁舎と町民会館に防災 Wi-Fi を整備する。	総務省	▶					企画政策課 広報情報係
庁舎適正管理事業	個別施設計画等に基づき、庁舎を利用する障がい者が移動しやすいよう庁舎玄関前に点字ブロック等を整備する等、庁舎の計画的な改築更新や長寿命化、修繕等を行う。	総務省	▶	▶	▶	▶	▶	財政課 契約管財係

横断的施策分野		(D) 老朽化対策・研究開発						
事業名	事業の概要	関係省庁	事業スケジュール					担当部署
			R3	R4	R5	R6	R7	
公立保育所改修事業	公立山鹿保育所の施設充実を行う。	総務省	▶	▶				健康・こども課 子育て支援係
私立保育所等施設整備補助金	私立保育所、私立幼稚園、私立認定こども園の施設充実を行う。	厚生労働省	▶					健康・こども課 子育て支援係
下水道ストックマネジメント事業	全ての下水道施設を対象として、計画的な改築更新や長寿命化、修繕、耐震対策を行う。	国土交通省	▶	▶	▶	▶	▶	都市整備課 下水道係

用語説明

か

○ 業務（事業）継続計画

B C P (Business Continuity Plan)とも言う。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平常時から事業継続について戦略的に準備しておくための計画。

○ 緊急輸送道路

大規模災害時に県内の緊急輸送業務の円滑化を図るため、あらかじめ指定する道路。

○ 国土強靭化（こくどきょうじんか）／ナショナルレジリエンス

大規模自然災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、「強さとしなやかさ」を備えた国土・地域・経済社会を平時から構築していくこと。国では、この理念に基づく国土強靭化基本法を公布・施行するとともに国基本計画を策定している。

さ

○ 災害派遣医療チーム

D M A T (Disaster Medical Assistance Team)とも言う。災害現場に派遣される医療チームのことで、医師及び看護師等で構成される。

○ 災害廃棄物

災害により損壊・流出した家屋・家財・自動車・倒木などのがれきのこと。

○ 再生可能エネルギー

石油や石炭といった有限な資源とは違い、太陽光や風力、地熱、バイオマスといった自然界に常に存在するエネルギーのこと。

○ サプライチェーン

供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売の業務のつながりのこと。

○ 指定避難所

被災した住民が一定期間生活を送るための施設のうち、市町村があらかじめ指定した避難施設。

○ 冗長性（じょうちょうせい）

余裕のある状態、二重化など、それにより機能の安定化が図られていること。

○ 脆弱性（ぜいじやくせい）

脆くて弱い性質のこと。国土強靭化においては、最悪の事態を回避するために、現状が有する問題点や課題などのこと。

た

○ 大規模盛土造成地マップ

大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地の概ねの範囲を示したもので、盛土造成地についての防災意識を向上させるための地図のこと。

○ 地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき、町域における各種災害や大規模事故などに関し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、町の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、住民等がそれぞれ相互に協力して災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画のこと。

○ 同報系防災行政無線

屋外拡声器等により、町から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムのこと。車載型や携帯型により、主として行政機関内の通信手段とするものは移動系防災行政無線という。

○ 道路啓開

大規模自然災害の発生による道路の寸断によって、負傷者の救助・救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出ないよう、障害物の除去等を実施し、人員や物資等の輸送道路を確保すること。

は**○ ハザードマップ**

災害の種別ごとに被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置などを表示した地図のこと。

○ 避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者（高齢者、障がい者、乳児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第1種身体障害者手帳、要介護認定3～5など）に該当すること。

○ プログラム

大規模災害がもたらす、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策の集まりのこと。

○ P D C Aサイクル

計画や事業の不断の見直しを推進する手法の一つ。計画(Plan)を策定した後も、計画的に実施し(Do)、結果を評価し(Check)、見直し・改善を加え(Action)、次の計画(Plan)へ反映するという過程を繰り返すこと。

ま**○ マグニチュード(M)**

地震の規模を表す指標で、マグニチュードが1大きくなると地震のエネルギーは約30倍、2大きくなると約1,000倍になるという関係がある。

ら**○ リスクシナリオ**

本計画においては、脆弱性を評価するにあたって想定した「起きてはならない最悪の事態」のこと。